

# いたばし 環境管理ニュース

2015年3月1日  
第366号

(板橋区公式ホームページからも閲覧可能)

[http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c\\_kurashi/004/004325.html](http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/004/004325.html)

発行:板橋環境管理研究会

〒173-0005 板橋区仲宿54番10号

電話:03-3962-0131 FAX:03-3962-0133

## 今号のトピックス

- 1 水防法等の一部を改正する法律案について
- 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の公布
- 3 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例の公布
- 4 緑のカーテンコンテスト表彰式 結果報告

## 水防法等の一部を改正する法律案について

国土交通省は、2月20日(金)に水防法等の一部を改正する法律案を閣議決定しました。

### 1. 背景・必要性

多発する浸水被害に対処するとともに、下水道管理をより適切なものとするため、浸水想定区域制度の拡充、雨水貯留施設の管理協定制度の創設、下水道施設の適切な維持管理の推進、日本下水道事業団による下水道管理者の権限代行制度の創設等の措置を講ずる。

- 近年、洪水のほか、内水・高潮により、現在の想定を超える浸水被害が多発している。
- 都市における浸水被害の軽減のため、下水道整備のみでは対応が困難な地域における民間の協力等が必要となっている。
- 今後、老朽化した下水道施設が増加する一方で、地方公共団体での執行体制の脆弱化が進む中、予防保全を中心とした戦略的維持管理・更新により、下水道機能を持続的に確保することが必要である。
- エネルギー基本計画等を踏まえ、再生可能エネルギーの活用促進が必要である。

### 2. 改正案の概要

#### (1) 想定し得る最大規模の洪水・内水・高潮への対策

現行の洪水に係る浸水想定区域について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に拡充するとともに、新たに、いわゆる内水及び高潮に係る浸水想定区域制度を設ける。

#### (2) 比較的発生頻度の高い内水に対する地域の実情に応じた浸水対策

都市機能が集積し、下水道のみでは浸水被害への対応が困難な地域において、民間の協力を得つつ、浸水対策を推進するため、民間の設置する雨水貯留施設を下水道管理者が協定に基づき管理する制度等を創設するとともに、汚水処理区域の見直しに伴い、下水道による汚水処理を行わない地域において、雨水排除に特化した下水道整備を可能とする措置を講ずる。

#### (3) 持続的な機能確保のための下水道管理

下水道の機能を持続的に確保するため、下水道の維持修繕基準を創設するとともに、下水道管理の広域化・共同化を促進するための協議会制度の創設、日本下水道事業団が高度な技術力を要する管渠の更新や管渠の維持管理及び下水道工事の代行をできるようにする等の措置を講ずる。

#### (4) 再生可能エネルギーの活用促進

再生可能エネルギーの活用を促進するため、下水道の暗渠内に民間事業者が熱交換器を設置することを可能とする規制緩和を行う。

(国土交通省ホームページより) 詳細につきましては下記ホームページを参照してください。

[http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03\\_hh\\_000868.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_000868.html)

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則の特例を定める省令の公布

東京都環境局は、2月23日(月)に一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者並びに産業廃棄物管理票の交付を要しない場合に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令を公布しました。

## 1. 背景

今般、中間貯蔵施設の整備に伴い、当該施設において保管する廃棄物の円滑かつ適正な保管に資するため、当該施設への廃棄物の収集運搬及び当該施設における廃棄物の保管等に当たって必要となる特例を定める。

## 2. 省令の概要

(1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者、産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を要しない者として、それぞれ以下の者を定めることとする。

- ① イ 国の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者(中間貯蔵施設において保管されることとなる一般廃棄物の収集又は運搬を受託する場合に限る。)
- ロ 国の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者の委託を受けて当該一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者(中間貯蔵施設において保管されることとなる一般廃棄物の収集又は運搬を受託する場合に限る。)
- ② 国の委託を受けて産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者(中間貯蔵施設において保管されることとなる産業廃棄物の収集又は運搬を受託する場合に限る。)
- ③ 国の委託を受けて特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者(中間貯蔵施設において保管されることとなる特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を受託する場合に限る。)

(2) 産業廃棄物管理票の交付を要しない場合として、中間貯蔵施設において保管されることとなる産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合を定めることとする。

## 3. 施行日

平成27年2月23日

(環境省ホームページより) 詳細につきましては下記ホームページを参照してください。

<http://www.env.go.jp/press/100428.html>

# 都民の健康と安全を確保する環境に関する 条例の一部を改正する条例の公布

東京都環境局は、昨年12月26日(金)に都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例を公布しました。

## 1. 改正理由

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令(平成26年環境省令第30号。以下「省令」という。)の施行による排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)の改正に伴い、公共用水域に排出する汚水のカドミウム及びその化合物に係る排水基準を改正する。

## 2. 改正内容

公共用水域に排出される汚水のカドミウム及びその化合物に係る排水基準(単位 1リットルにつきミリグラム)を次のとおり改正する。

- ア 水道水源水域に汚水を排出する新設の工場 0.01から0.03に改正  
 イ ア以外の工場・指定作業場 0.1から0.03に改正  
 ウ ア以外の工場・指定作業場については、イにかかわらず、次のとおり、暫定的な排水基準(単位 1リットルにつきミリグラム)を設定する。

有害物質の種類	業種	許容限度
カドミウム及びその化合物	金属鉱業	0.08
	非鉄金属第一次製鉄・精製業 (亜鉛に係るものに限る。)	0.09
	非鉄金属第二次製鉄・精製業 (亜鉛に係るものに限る。)	
	溶融めっき業 (溶融亜鉛めっきを行うものに限る。)	0.1

- エ この条例の施行の際、既に設置され、又は着工されている工場又は指定作業場については、省令の施行日から6か月間(水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第3に掲げる施設がこの条例の施行の際、既に設置され、又は設置の工事がなされている工場又は指定作業場にあつては、1年間)の猶予期間を設ける。

## 3. 施行日

平成27年1月1日

(東京都環境局ホームページより) 詳細につきましては下記ホームページを参照してください。

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/basic/guide/>

# 緑のカーテンコンテスト表彰式 結果報告

1月31日(土)にグリーンホール2階ホールにて「平成26年度緑のカーテンコンテスト表彰式」を開催しました。今年度は、個人部門27件、団体部門6件、公共施設部門27件の応募がありました。表彰状及び記念品授与の後、受賞者の1人の方から緑のカーテンの取組みについて、お話をいただきました。会場には、今回緑のカーテンコンテストに「ご応募されたみなさまの作品の写真」や「受賞者の取組み」などのパネルを展示しました。

なお、「表彰式の様子」や「受賞者の取組み」の内容は、エコポリスセンターホームページからご覧いただけます。



受賞のみなさま

(エコポリスセンターホームページ:<http://itbs-ecopo.jp/>)

## 平成26年度「緑のカーテンコンテスト」受賞者一覧 (受賞者名敬称略)

部門	賞	受賞者
個人	グランプリ	伊東優治
	部門賞	田中昭子
		山本町子
		中村明代
団体	グランプリ	富士見団地自治会
	部門賞	蓮根地区 緑化推進委員
		老人デイサービスセンター ブルーポピー
公共施設	部門賞	高島平くるみ保育園
		氷川児童館
部門問わず	審査員特別賞	荒川利之
		向原保育園